

質問回答書

件名	波佐見町消防団IP無線機更新事業
入札公告日	令和6年5月31日
入札日	令和6年6月21日

■質問内容及び回答

番号	質問	回答
1	仕様書 第4条 (2) 携帯型IP 通信機、(3) 車載型IP 通信機についてWi-Fi 仕様『802.11b/g/n (2.4GHz 帯) 同等』と記載があります。Wi-Fi を使える仕様は特定のメーカーでしか対応できないと思いますが、Wi-Fi は通話で利用することを想定しているのでしょうか。Wi-Fi を使用しなくても、無線での通話は可能なのですが、こちらの仕様を削除する事はできますでしょうか。	提案する機器に標準で装備されておらずオプション等でも追加できない場合は、当該機能 (Wi-Fi) は不要です。
2	第9条 発注者は、次号に掲げる項目を除き、一切の費用 (通信料、機器代、保守料含む) を月額利用料として支払うので、見積に際しては遺漏なきよう行うこと。 4 月額利用料は、機器納入検査合格後に請求すること。ただし、これに寄りがたい場合は、別途協議できるものとする。と記載がありますが、 1 (1) 親局電源装置費 (2) 車載通信機撤去・設置費 (3) 事務手数料 (新規開局手数料用等) は機器納入検査合格後に一括で請求を行い、通信料、機器代、保守料は60 ヲ月の毎月請求という認識でお間違いないでしょうか。 2 入札額については (1) 親局電源装置費 (2) 車載通信機撤去・設置費 (3) 事務手数料 (新規開局手数料用等) と通信料、機器代、保守料の60 ヲ月分の利用料を合算した金額で応札するという認識でお間違いないでしょうか。	前段の部分はお見込みのとおり、納品検査後 (1) ~ (3) をご請求ください。そののち、使用料 (通信料+機器代+保守代) は、60 ヲ月の毎月請求でお願いします。 後段について、総額で落札者を決定しますので、お見込みのとおりです。 なお、見積については、縦覧調書をご参考ください。
3	第4条4について 携帯型IP通信機と車載型IPは、それぞれ同一型番とするとありますが、車載機とハンディ機で仕様書の防水等の要件が異なるため別型番での応札を検討していますが可能でしょうか。 また同一型番の場合はクレイドル等で車内に固定する方式を取っても宜しいでしょうか。 第4条 (2) (3) について 通信方式を複数方式、摘要欄で単身方式可となっていますので同時通話は必須でないとの認識ですが、相違ございませんでしょうか。	仕様書としては、例えば携帯型は「123番」の型式、車載型は「321番」の型式というように、それぞれで統一してくださいとの趣旨です。言い換えると携帯型と車載型のそれぞれの中で異なる型式が混在しないくださいとの趣旨ですので、質問の内容であれば別型番での応札は問題ございません。 また、携帯型と車載型を同一型番とし、車載型を金具等で固定する方式も可とします。ただし、操作性に配慮した取付をお願いします。 後段について、仕様書摘要欄のとおり「単信方式可」です。なお、一般的な無線機の使用を想定していますので、発話、受話が同時にできなくとも、その通話内容は他の無線機で聞けることは必須です。
4	以下、仕様書について、修正して頂きたい箇所2点となります。 宜しくお願い致します。 (機器仕様等) ① (2) 携帯型IP通信機 番号: 4 Wi-Fi仕様 802.11b/g/n(2.4GHz帯) 同等⇒無 ② (3) 車載型IP通信機 番号: 3 防塵・防水性能 IP54以上⇒無 ② 番号: 5 電源 DC13.8V又はDC26.4V ⇒DC12V車 10.8V~15.15V DC24V車23.76V~29.04V	仕様書については、変更いたしません。ここで言う質疑に対する回答が仕様書と同等の効力がありますのでご理解をお願いします。 ①Wi-Fiの機能については、1 番目の回答をご参考ください。 ②車載型IP無線機について、消防団員が使用することに鑑み、防塵・防水機能を有することとしています。IP54以上としています。規格を問わず防塵・防水の機能があれば応札を認めます。ただし、IP54を下回る仕様の場合、契約期間中、明らかに防塵・防水に起因する故障が発生した場合、受注者で無償で修理対応をお願いする場合があります。 ③車両におけるDC12V又はDC24Vの環境で稼働するものであれば、機器の電圧の範囲は問いません。
5	・仕様書 (見積特記事項) 第9条 (3) について事務手数料及び月額使用料については、メーカーに月々直接支払うようになりますが、入札見積書については計上しなくてはならないでしょうか。 また、5年間一括支払いでしょうか。 波佐見町様 └─▶A社 (受注者) 親局電源及び車載通信機撤去・設置費 └─▶通信機メーカー: 初回事務手数料及び月額使用料 上記のと通りの支払い方法が通常行っております支払いです。 入札の際に、初回事務手数料及び月額利用料を含む金額にて入札し落札しますと、初回事務手数料及び月額利用料は発注者より受注者 (落札者) に支払われ、受注者がメーカーへ支払うとの事でしょうか。	本町から受注者に支払ことを想定しており、本町から通信キャリアに直接支払ことを想定していませんので、受注者と通信キャリアの間で調整してください。 また、①親局電源装置費、②車載通信機撤去・設置費、③事務手数料 (新規開局手数料用等) は機器納入検査合格後に一括で受注者に支払い、使用料 (通信費+機器代+保守料) は、毎月 (60月間) 受注者に支払います。